

令和4年度第3回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和5年3月27日（月）

10：00～11：21

場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

令和4年度第3回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和5年3月27日(月) 10:00～11:21

2 開催場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

3 出席者

[私立学校審議会委員]

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 西川温子 委員

和田健一郎 委員 天間正継 委員 室井麗子 委員

鷹觜文昭 委員 高橋 聡 委員

[県]

熊谷ふるさと振興部長 鈴木ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

米内学事振興課総括課長 引屋敷主幹兼私学振興担当課長 本正特命課長

戸塚主任主査 山崎主任 佐々木主任 佐藤主事 内藤主事

4 欠席者

小山映子 委員 根内 純 委員

5 署名委員

天間正継 委員 室井麗子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○鈴木ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

ただいまから、令和4年度第3回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

ふるさと振興部副部長の鈴木でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○鈴木ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

まず、委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、小山委員及び根内委員が欠席されております。委員10名中、8名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しております。本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、熊谷ふるさと振興部長から御挨拶申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

おはようございます。令和4年度第3回岩手県私立学校審議会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、これまで学校現場の皆様におかれましては、感染防止対策、感染者への対応に御尽力されてきたものと承知しております。今月13日からマスク着用に係る考え方が見直され、基本的な感染対策の実施を推奨しつつ、マスク着用については個人の判断に委ねられることになりました。学校教育活動の実施にあたりまして、4月1日からマスクの着用を求めないことを基本とし、それより前に実施される卒業式においては、児童生徒の主体的な判断を尊重したうえで、マスクの着脱を強いることがないように配慮するとされたところでございます。今後、感染症法上の位置づけが5類に見直されるなど、環境が徐々に変化して参りますが、県といたしましては、引き続き各私立学校との連携を密にしながら、迅速な情報提供と感染拡大防止に努めて参りたいと考えております。

また、先日の県議会本会議において可決、成立した令和5年度の岩手県当初予算についてでございますが、私立学校関係予算については、総額63億8,546万円余を計上しております。幼児児童生徒数の減少により、前年度当初予算と比較して4,560万円余、約0.7%の減となっておりますが、私立学校の教育環境の維持向上を目的とした私立学校運営費補助や、東日本大震災津波による被災児童生徒等の負担を軽減するための補助、コロナ対応を図る幼稚園における保健衛生用品の購入やICT環境整備に対する補助など、各種の施策を展開することにより、多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実を後押ししたいと考えております。委員の皆様にも、引き続き、本県の私学振興に対しまして、御支援、

御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会におきましては、専修学校の設置認可に係る案件をはじめ、計7件について御審議いただくこととしております。委員の皆様には、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○鈴木ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

議事に入ります前に、昨年6月30日の任期満了に伴いまして、委員に異動がございました。異動後の委員構成につきましては、前回審議会の冒頭で御紹介させていただきましたが、本日が初めての出席となる委員がいらっしゃいますので、改めて御紹介させていただきます。

天間正継委員でございます。どうぞよろしくお願い致します。

4 議 事

○鈴木ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長

それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定によりまして、菅野会長をお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

よろしくようお願い申し上げます。次第に従いまして、進めて参りたいと思います。

最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号5番の天間委員と議席番号6番の室井委員をお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

次に、審議に入ります前に当審議会の会議の公開についてお諮りを申し上げたいと存じます。県の審議会については原則公開することとされておりまして、本日の審議案件について、特に非公開にする内容はないと考えておりますので、原則どおり公開させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、本日の審議会は公開とさせていただきます。

なお、本審議会の議事録及び会議資料につきましては、後日、県のホームページに公開されますので御承知いただければと思います。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 専修学校の設置認可について 釜石市国際外語大学校（釜石市）

○菅野会長

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。議案第1号の専修学校の設置認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

それでは、議案第1号、専修学校の設置認可について御説明いたします。

お手元の審議会資料の3ページをお開き願います。学校法人龍澤学館が設置いたします釜石市国際外語大学校について、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、設置認可申請があったものでございます。

なお、今回お諮りする内容につきましては、令和4年9月に開催いたしました令和4年度第2回私立学校審議会におきまして、学校の設置計画について御了承いただいたものでございまして、今回は、設置認可について御審議いただくものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。釜石市国際外語大学校の位置は、釜石市鈴子町であり、釜石駅から西側に徒歩5分の距離にありまして、JR、三陸鉄道及びバスを利用しての通学にも適した場所に設置するものでございます。学校を設置する建物は5階建てで、使用する教室等は1階、2階、4階となっております。

開設の時期は、令和5年10月1日を予定しております。

設置の目的としましては、「外国人に対する日本語教育を行い、留学生の祖国と日本、岩手県との国際交流を図り、もって地域社会の発展に寄与する人材の育成を行うこと」とされております。

また、設置する学科は文化・教養専門課程日本語学科、修業年限はコースごとに分かれておりまして2年又は1年半、入学定員は40人で、総定員は80人となっております。

教職員につきましては、前回の審議会で御了承いただいた内容の一部変更がございます。2年計画で進めていく予定としておりました教員の採用は、開設年度に全教員を採用することとし、計画時点では専任教員3名、兼任教員2名としておりましたが、今回の申請では2名の兼任教員を専任教員として採用する見通しとなり、学校新設初年度から専任教員5名の体制を見込んでおります。なお、専修学校設置基準におきましては、教員数は3名以上、うち専任が3名以上とされておりまして、その基準を満たすものでございます。

校地・校舎は、釜石市が所有しておりますが、釜石市から学校法人龍澤学館に長期の無償貸与をすることとなっております。教育上支障がないことを確認しております。また、校舎面積は2,036.75㎡であり、専修学校設置基準の300㎡以上を満たすものでございます。

次に、4ページをお開き願います。校舎には、目的、生徒数に応じて教室や教員室等を備えるとともに、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければなりません。令和4年12月13日に当課におきまして実地検査を行い、必要な設備が備え付けられていることを確認しております。なお、実地検査により教室等の面積や主な校具、教具等の数量に若干修正がございましたので、設置計画時点から数値を変更してい

るところでございます。変更部分につきましては、校舎の主な内訳のうち、普通教室の面積が 222.99 m²から 237.46 m²、教職員室の面積が 76.37 m²から 121.20 m²となっておりまして、また、主な校具、教具等の備品につきましても数量に多少の変更がございますが、いずれも専修学校設置基準を満たしているものでございます。

収支予算につきましては、令和 5 年度の収入の部で、学生生徒等納付金収入 2,600 万円、前受金収入 620 万円等となっており、支出の部では、人件費支出 2,027 万円、教育研究費支出 1,175 万円等となっており、適切に見込まれているものでございます。

なお、本件のような日本語学科を設置する専修学校は、法務省から日本語教育機関の告示基準に適合する旨の告示を受ける必要がございますが、現在、法人側で手続きを進めておりまして、令和 5 年 4 月までに法務省から告示を受ける予定であると聞いております。

以上のことから、「釜石市国際外語大学校」の設置認可につきましては、専修学校設置基準を満たしており、県としては認可相当と考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。審議の進め方でございますが、最初に本案件及びただ今の説明に対しての御質問を頂戴しまして、その後に本案件の取扱いについて御意見をいただくように進めて参ります。

では最初に、本案件及びただ今の説明に対して、御質問があればお願いいたします。

○六本木委員

定員が 40 名で、総定員が 80 名ということで、外国の方が入学する人数としては多いのかなと思うのですが、募集計画などについて、何か御存知であれば教えていただきたいと思っております。

○米内学事振興課総括課長

学校設置にあたりまして、教育需要ということでございますが、学校法人龍澤学館が既に設置している盛岡市の専修学校におきまして、日本語学科がございます。そこにおきましては、定員の 60 名を満たしているということでございます。また同法人は、ベトナム、ネパール等の海外に提携校がございまして、既に何校からか、入学させたいとの申し出があると聞いておりまして、教育需要があると考えております。

また、現在、県内で日本語学科を設置する専修学校は、今申し上げました龍澤学館の他に、1 校が盛岡市にありまして、計 2 校でございます。その日本語学科の定員につきまして、充足率は 2 校平均で 80.8%になっております。

○六本木委員

はい、ありがとうございました。

○菅野会長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○和田委員

学校名について、釜石市国際外語大学校となっておりますが、外国人に対する日本語教育を行う日本語学科であるならば、釜石市日本語大学校と称するべきではないでしょうか。外語大学校となると、日本人の生徒が外国語を学ぶために入学する学校というような、錯誤でもないですが、「日本人でも入ってはダメですか？」みたいなことになって、結局「じゃあ、受け入れます」みたいな、なし崩しのものにならないでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

釜石市国際外語大学校という名称の適格性についてでございますが、専修学校の名称につきましては、専修学校設置基準におきまして、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならないとされております。今般、学校法人龍澤学館におきましては、「外国人に対する日本語教育を行い、留学生の祖国と日本、岩手県との国際交流を図り、もって地域社会の発展に寄与する人材の育成を行うこと」を目的として学校を設置するというものでございます。また、特定の自治体名を付れたり、末尾を「大学校」とする専修学校につきましては、県内には、同法人が設置する盛岡看護医療大学校、それから、公立にはありませんが、岩手県立農業大学校、また他県にも、同等の事例がございます。

我々も、法人側と、名称の適格性について議論させていただいたところでございますが、いま御指摘いただいた点も踏まえ、法人側とやり取りをした上で、他の事例等も踏まえまして、本件につきましては、学校の設置目的等から、適正なものと考えているところでございます。

○和田委員

「外語」という語句は、「外国語」と一般的には受け取られると思うのですが、日本語を教育するのに「外語」学校なのは、適正ということですか。

○米内学事振興課総括課長

設置目的を踏まえ、名称を検討しているということでございまして、法人側と協議した結果と、他の事例を踏まえ、適正ではないか考えたところでございます。

○和田委員

他の事例を勘案しているということは、他の事例でも、日本語を教えるのに「外語学校」と名乗っているとか、農業を教えるのに「実業学校」と名乗っているとか、そういった事例があるということでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

農業を教える専修学校ということであれば農業大学校というように、「大学校」の名称を使っている事例があるということでございます。いま御指摘のありました点につきましては、学校法人側と協議し、外国人に対する日本語教育を行う学校であると改めて周知をさせていただき、外国人を受け入れる学校ということで、募集等について配慮させていただきたいと思っております。

○和田委員

私は、名前が変だと思っているのですが、適正だとお考えですか。

○米内学事振興課総括課長

名称について、これが正解というのは特になくて、事例によるところがございませう。法人側と協議をして名称を検討したところございまして、誤解が生じないような運営をお願いしたいと思っておりますが、今の名称では駄目というような事例もないところございまして、募集等につきまして誤解が生じないように、この名称で設置をする方向で調整をしたということございませう。

○菅野会長

和田委員、よろしいでしょうか。

○和田委員

他の方の意見も訊きたいと思ひます。

○高橋委員

今の和田委員の御意見は、「国際外語」の方にウエイトがかかった御質問だったので、私からは「大学校」の方にウエイトがかかった質問なのですけれども、「大学校」という名称を使う場合の適正な範囲というのは、どのようにお考えでしょうか。

いくつか例示がありましたけど、色々な、性格の違う学校がありますが、「大学校」という名称を使う範囲が適切かどうか。先ほどの御質問で出たように、誤解を受ける可能性があるという話もありますけれども、「大学校」というのは学校のカテゴリーに関する言語なので、それに関しても、おそらく自由ということではなくて適切な範囲というものがある。本案件について不適切だという前提で話している訳ではないのですが、どこからどこまでの範囲であれば許容されるとか、そういう前提があつてのお話かと思ひますので、その辺りについてお伺ひしたいと思ひます。

○米内学事振興課総括課長

「大学校」という名称でございませうが、本県におきましては盛岡看護医療大学校、また他にも、北海道で北海道自動車整備大学校ですとか、日本航空大学校北海道がございませう。「大学」ですと、法に規定される大学の条件を整えなければ使えないと認識しておりますが、「大学校」につきましては、専門学校のカテゴリーの中で、目的等を踏まえ、また、他の事例等を踏まえまして、使用が可能であると考えているところございませう。

○高橋委員

これについては深入りする気はないのですが、航空大学校ですとか、気象大学校というものがあつて、それらとはまったく違うタイプの学校かと思ひますので、そのようなまったく違う種類の学校と同一の名称を使って良い訳でありますので、それが不適切だとは思ひませうけれども、その適切な範囲についての説明は用意されていた方が良いかと思ひます。また、先ほどの和田委員とのやり取りについても、適切であると判断したという

ことであれば、どのように適切であると判断したかの説明が必要なのではないかと思えます。

○菅野会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

なければ、次に、本案件の取扱いについての御意見等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。では、事務局からは認可を相当とする旨の提案がございましたが、議案第1号について、原案のとおり認可を相当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第1号、専修学校の設置認可については、認可を相当とする旨答申することといたします。ありがとうございました。

議案第2号 学校の廃止認可について

八日市幼稚園（奥州市）

議案第3号 学校の廃止認可について

岩手中央幼稚園（岩手町）

○菅野会長

次に、議案第2号及び議案第3号、この2件につきましては、学校の廃止認可についてでございますが、関連する諮問事項とのことでございますので、一括して審議させていただきたいと思えます。

議案第2号及び議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第2号及び議案第3号につきまして、一括して御説明いたします。資料は5ページと6ページとなります。まず、5ページの奥州市の八日市幼稚園、そして、6ページの岩手町の岩手中央幼稚園の学校廃止認可申請でございます。

廃止の理由でございますが、それぞれの幼稚園を、令和5年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行するため、学校教育法における幼稚園につきまして、廃止認可の申請が

なされたものでございます。廃止の時期につきましては、令和5年3月31日でございます。

なお、在園している園児につきましては、令和4年度末で卒園する園児を除き、いずれも、新設される幼保連携型認定こども園に引き続き在籍する予定でございます。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ、引き続き雇用される予定でございます。

最後に、園地・園舎の取扱いでございますが、いずれも、新設されます幼保連携型認定こども園の園地・園舎として、引き続き使用される予定とされております。

以上のことから、八日市幼稚園及び岩手中央幼稚園に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしゅうございますでしょうか。それでは本案件の取扱いにつきまして、御意見等があればよろしくお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特によろしいでしょうか。それではお諮りさせていただきます。事務局からの提案は認可相当ということでございましたので、議案第2号及び議案第3号について、原案どおり認可を適当とする旨答申してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第2号及び第3号、学校の廃止認可については、認可を適当とする旨答申することとします。ありがとうございました。

議案第4号 学校の廃止認可について

盛岡社会福祉専門学校（盛岡市）

議案第5号 学校の廃止認可について

岩手公務員・医療・ビジネス専門学校（盛岡市）

議案第6号 専修学校の設置者変更認可について

菜園調理師専門学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第4号及び議案第5号、学校の廃止認可についてと、議案第6号、専修学校の設置者変更認可については、関連する諮問事項となりますので、一括して審議をさせていただきたいと思っております。議案第4号、議案第5号及び議案第6号について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第4号、議案第5号及び議案第6号における、学校の廃止認可及び専修学校の設置者変更認可につきましては、関連しておりますので、一括して御説明いたします。資料は7ページから9ページとなります。

議案の説明に入る前に、これらの議案は、学校法人コアトレースが設置する3つの専修学校に関する認可申請でございますので、はじめに全体の概要を御説明いたしまして、その後、各議案について個別の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、全体概要について御説明いたします。

申請者であります学校法人コアトレースは、今般、法人の運営体制を見直すこととし、今後は、幼児教育により力を入れて学校運営を進めていくことから、盛岡社会福祉専門学校及び岩手公務員・医療・ビジネス専門学校の廃止、並びに菜園調理師専門学校の設置者変更を行おうとするものでございます。現在、これら3つの専修学校は、盛岡市菜園にあります同じ校舎内に設置されておまして、菜園調理師専門学校の設置者変更に伴い、校地・校舎の全てを新設置者へ譲渡する予定となっております。菜園調理師専門学校の新設置者は、県内で既に7つの専修学校を設置している学校法人龍澤学館でありまして、これら一連の事業譲渡契約は、本件の認可を受けた場合に成立するものとして契約している状況でございます。

以上が、議案第4号、第5号、第6号における全体の概要でございます。

続きまして、議案第4号、7ページでございますが、学校の廃止認可について御説明いたします。

学校法人コアトレースが盛岡市菜園に設置する盛岡社会福祉専門学校を廃止することについて、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

盛岡社会福祉専門学校では、平成3年に、介護福祉士を養成する学校として専修学校の設置認可を受け、27年にわたって介護福祉士を養成する施設として教育を行ってまいりました。しかし、時代のニーズの変化等に伴う生徒数の減少により、定員確保の見通しが厳しい状況であることから、平成31年度から募集停止しており、その後も、国の介護福祉養成制度の変更や社会情勢の変化など、動向を注視しておりましたが、介護福祉士希望者はさらに減少し、定員の回復が見込めないことから、令和4年12月12日付けで学校廃止認可申請書が提出されたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和5年3月31日とされております。

在校生につきましては、平成31年4月1日から生徒の募集を停止している状況でございます。在学している生徒はおりません。

また、教職員の処置方法でございますが、令和2年3月31日に全ての生徒が卒業した際に、法人内で配置換え等を行い、対応していると聞いております。

校地・校舎の処置方法でございますが、令和5年4月1日に学校法人龍澤学館へ譲渡す

る予定とされています。

続きまして、8ページでございます。議案第5号、学校の廃止認可について御説明いたします。

ただ今御説明いたしました盛岡社会福祉専門学校と同様に、岩手公務員・医療・ビジネス専門学校についても、学校法人コアトレースから、廃止に係る認可申請があったものでございます。

岩手公務員・医療・ビジネス専門学校は、平成25年に「岩手公務員専門学校」として専修学校の設置認可を受け、平成30年に現在の校名に変更し、多くの卒業生を輩出してきました。今般、少子化に伴う入学者の減少により、今後の定員を確保できる見通しが厳しい状況であることから、令和5年1月31日付けで学校廃止認可申請書が提出されたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和5年3月31日とされております。

在籍生徒につきましては、令和5年1月31日時点で1年生が12名、2年生が21名となっております。2年生の全生徒は令和5年3月31日をもって卒業いたしますが、1年生につきましては、1年制コースの生徒4名が卒業予定のほか、2年生に進級する予定の生徒8名について、転学先が既に決まっており、他の同様の学科を有する専修学校に協力を求めまして、生徒の学習環境の確保を第一に考え、学習が継続できるように対応しております。なお、令和4年度から生徒の募集停止を行っているため、令和5年度入学予定者はおりません。

また、教職員の処置方法でございますが、他の学校等へ就職する予定であると聞いております。

校地・校舎の処置方法でございますが、令和5年4月1日に学校法人龍澤学館へ譲渡する予定とされております。

最後に、議案第6号、資料の9ページでございます。専修学校の設置者変更認可について御説明をいたします。

学校法人コアトレースが盛岡市菜園に設置する菜園調理師専門学校の学校設置者を、学校法人龍澤学館に変更することについて、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、認可申請があったものでございます。

変更の事由につきましては、学校法人コアトレースは、法人の運営体制を見直し、今後は幼児教育により力を入れて学校運営を進めていくこととしたことから、菜園調理師専門学校につきましては、学校法人龍澤学館に設置者を変更しようとするものでございます。

変更の時期は、令和5年4月1日でございます。

また、学校運営に必要な校地・校舎及び校具については、全て新設置者である学校法人龍澤学館に譲渡されるものでございまして、新築、改築等はございません。

なお、学校法人コアトレースは、引き続き幼保連携型認定こども園等を設置、運営していくものであり、法人としては存続するものでございます。

以上のことから、県といたしましては、盛岡社会福祉専門学校及び岩手公務員・医療・ビジネス専門学校の廃止認可、並びに菜園調理師専門学校の設置者変更認可につきまして、認可相当と考えているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

よろしゅうございますか。

それでは、本案件の取扱いについて、御意見等があればお願いしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

特に御意見等がなければ、本案件については認可相当ということでございましたので、お諮りしたいと思います。

議案第4号、議案第5号及び議案第6号について、原案どおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第4号及び議案第5号、学校の廃止認可について、並びに議案第6号、専修学校の設置者変更認可について、認可を適当とする旨答申することといたします。ありがとうございました。

(3) 協議事項の審議

議案第7号 高等学校の収容定員変更計画について

盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、協議事項の審議に入らせていただきます。議案第7号、高等学校の収容定員変更計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第7号、高等学校の収容定員変更計画について、御説明をいたします。資料は、10ページをお開き願います。

学校法人盛岡誠桜学園が設置する、盛岡誠桜高等学校の収容定員を増員することについて、県が定める私立学校認可事務取扱要領に基づき、収容定員変更計画の了承を求める計画書の提出があったものでございます。

議案の説明に先立ちまして、補足説明資料の4ページをお開き願います。

まず、これまでの経緯でございますが、令和3年度に学校法人盛岡誠桜学園から、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画書が提出されまして、私立学校審議会の審議を踏まえて、了承しないこととしましたが、その後、同法人から、学校の収容定員に係る学則変更認可申請がございました。令和3年9月27日開催の令和3年度第2回岩手県私立学校審議会に諮問し、同審議会から、不認可を適当とする御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、県は、令和3年10月4日付けで、不認可を決定しております。赤枠で囲んだ部分が、不認可の理由でございます。1つ目は「校舎について、耐震性能が著しく低い校舎があることが認められる。よって、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないと認められるため」、2つ目は「岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないことから、本申請に係る収容定員を増員は不適切と認められるため」としております。

今般の収容定員変更計画の内容でございますが、変更の時期が、令和4年度から令和6年度に変更されて変更計画書が提出されているほかは、令和3年度のものと同様の内容になっております。今回の計画書の取扱いにつきましては、事務局としては、岩手県私立学校認可事務取扱要領第3条第3項におきまして、「知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。」となっております、その通知に先立って、同条第4項において、「岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されておりますので、適正手続の観点から、私立学校審議会の意見を聴こうとするものがございます。

議案第7号の「高等学校の収容定員変更計画について」に戻っていただきまして、10ページにございます、お戻りいただきまして、収容定員の変更の内容につきましては、全日制課程の普通科の定員を、333人から480人へ147人の増とし、商業科及び家政科の定員を、それぞれ111人から120人へ9人の増とするものがございます。合計で、675人から840人へ、165人の増とするものがございます。また、学級数を、全体で3学級の増とするものがございます。各学年、1学級の増ということがございます。これは、令和3年度に学校法人盛岡誠桜学園から申請があり、既に不認可としている、学校の収容定員に係る学則変更認可申請と同様の内容になっております。

変更の時期につきましては、令和6年4月1日となっております。

変更の理由につきましては、計画から原文のまま移記しておりますが、要約して申し上げますと、1点目は「盛岡誠桜高校の入学定員は、昭和61年度までは225人であり、昭和62年度から平成2年度までは315名まで定員増が認められていたが、平成3年度には再び225名に減員している」、2点目は「その後、しばらくは、入学者が定員を超えない時期が多かったが、平成25年度から男女共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化を行ったことに伴い、受験者数が増加し、入学者も、平成29年度からの4年間は、定員をオーバーしている」、3点目は「本校一本受験である推薦入学が年々増えており、独自の特色を出していることへの評価であり、令和2年度入試は、推薦受験だけで251人の合格者を出し、併願受験を実施しなかった」、4点目は「本校としては、定員増を求めるのではなく、定員を回復してほしい旨の申請である」、5点目は「男女共学や特色を評価されて受験者数が増えたならば、定員回復を認めるべきである」、以上が、変更の理由でございます。

なお、計画提出者は「昭和62年から平成2年まで定員増を認められており、この定員回復を求めるものである」旨記載しておりますが、この時期は、生徒急増期のため、公立、

私立とも、高校の入学定員を増やしていた時期に当たりまして、私立高校については、昭和 61 年度から平成 2 年度までの期間に限定して、暫定的に定員増を認めていたものでございます。従いまして、この暫定的定員増の期間が終了した平成 3 年度には、昭和 61 年度以前の定員数、元の定員数に戻った、という経緯がございます。

12 ページをお開き願います。教職員数につきましては、現状でも、学校の編制、施設、設備等について定める高等学校設置基準を満たしておりますが、変更後はさらに、専任教員を 3 名増とするものでございます。

施設の概要につきましては、高等学校設置基準第 12 条では、一般的基準として、「高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」と規定されておりますが、体育館及び実習教室のある第 4 校舎並びに寄宿舎棟については、建築基準法の耐震基準を満たしていない状況にあります。

収支予算につきましては、生徒納付金が、令和 6 年度は 4 億 1,100 万円余、令和 7 年度は 4 億 3,600 万円余、補助金収入が、令和 6 年度は 2 億 5,900 万円余、令和 7 年度も 2 億 5,900 万円余でございまして、主に、県の運営費補助金でございます。その他は、資料に掲げるとおりでございます。なお、耐震補強工事の予算が計上されておりませんが、盛岡誠桜学園の計画書において、「費用については、本格設計が出てこない見積もりができないと思われるので、収支に反映していない」との説明がございました。

続きまして、13 ページを御覧願います。「2 収容定員変更計画書に係る修正・確認等の経緯」についてでございますが、計画書や添付書類等の書面をきちんと整えた上で審査し、結論を出すべきという考えもございまして、県の 2 度に渡る修正指示に対する盛岡誠桜学園からの回答を見る限り、新たな資料の提出や説明もないことから、これ以上補正を求めても回答が変わらないと判断しまして、実質的な内容を審査することとしたものでございます。なお、審査結果である、計画書の承認又は不承認の通知は、それ自体に処分性はありません。通知の意義としては、認可申請に際して、事前に修正すべき点があれば指摘し、修正を促すものに過ぎず、認可事務の円滑化に資するためのものでございます。従いまして、補正を求めても、これ以上回答が変わらないということであれば、県としても、書類が整わないからといって判断しないとするは適当ではないと考えますので、計画書と、提出された資料により、承認又は不承認の判断をすることとして、私立学校審査会の意見を伺った上で、承認又は不承認の通知をすることとしたものでございます。

具体的には、2 の(1)を御覧願います。13 ページでございます。県は、令和 5 年 1 月 30 日に盛岡誠桜学園から計画書の提出を受けて、計画書に不備がないか、内容の確認を行いました。計画書に必要な書類が添付されていない等の不備が散見されましたので、令和 5 年 2 月 9 日に補正指示をいたしました。次のページ、14 ページでございますが、一番上のイの項目を御覧ください。令和 5 年 2 月 10 日に盛岡誠桜学園から回答がございましたが、文面から、県の質問に対する回答との対応関係が判然としませんでした。また、回答自体も十分ではございませんでした。例えば、5 行目にございます「総括課長に経緯を示した文書にある」と記載されていましたが、日付の記載もなく、どの文書か特定困難でございます。また、9 行目に「8 ページには、今回の計算考察が示されている」とあったため、「収容定員変更計画書の盛岡誠桜高等学校の概略補強計画（案）報告書の 8 ページ」、下段の囲みでございまして、「2. 耐震補強設計判定における考察」を確認したところ、「耐震補強設計時の問題点等により耐震判定会において補強後耐震性能の信頼性の担保が確保され

るか不明である」、また、7行目に「耐震補強設計の判定会の判定に際し、『補強不適合』と判定会で判断される場合や追加対策を求められる可能性は十分に考えられる」等の記載がされていたために、耐震改修工事が確実に行われることを証する資料としては不十分であると判断したところでございます。

次に、15ページを御覧いただきたいのですが、県の質問に対する、回答の対応関係を明確にするため、回答欄を設けて改めて回答を求めています。また、回答意思の有無を確認するため、「収容定員変更計画書は書面審査なので、計画書と、これに添付された書面で審査するのが原則」であり、「今回、提出がなかったものは、書類が存在しないものとして、回答がなかったものは、回答がないという事実をもって審査をする」ということを明記して、令和5年2月10日に再度、補正指示を出したところでございます。これに対する盛岡誠桜学園の回答については、資料の16ページ中段以下の囲みでございまして、イを御覧ください。令和5年2月10日に盛岡誠桜学園から、電子メールで枠内のおり回答がございました。要点のみ御説明いたします。17ページの方を御覧いただきまして、2でございまして、県が、「判定書等、耐震工事が確実にできることを証する書面があれば提出してください」と指示したことに対して、2の朱書きの部分のおりの回答がございました。このことから、回答はいただけないものと判断をしたところでございまして、資料17ページの3で、「令和5年1月30日提出の収容定員変更計画書に係る理事会及び評議会の議事録があれば提出してください」と指示したことに対して、朱書きのおりの回答がございました。このことから、今回の収容定員変更計画書に係る議事録は提出いただけないものとしたところでございまして、これにつきましては、盛岡誠桜学園に対して、令和5年1月30日に提出のあった収容定員変更計画書の理事会及び評議会の議事録を求めたところでございまして、朱書きにございましておりに、盛岡誠桜学園からは、「定員増は令和2年の際に決議されているからそれで十分」という説明がございました。しかし、令和3年3月20日付けの理事会及び評議会の承認可決後に、当該案を実行した盛岡誠桜学園の「学校の収容定員変更に係る学則認可申請」につきましては、県は、令和3年10月4日付けで不認可を決定しているものでございまして、今回の計画書提出にあたりましては、当該不認可処分という事情を十分に考慮していただいた上で、改めて理事会及び評議会に説明をし、議決した上で承認を得る必要が当然であると、県としては考えているところでございまして。

以上のことから、事務局としましては、今回提出のあった収容定員変更計画については、これ以上補正を命じても補正に応じない、又はこれ以上補正を求めても回答が変わらないと考えたところでございまして、従いまして、令和5年1月30日付けの収容定員変更計画書及びその添付書類、令和5年2月9日及び10日の補正指示についての盛岡誠桜学園からの回答をもって、資料が出し尽くされたと判断し、提出された書類等によりまして、審査することとしたものでございまして。

続きまして、18ページの「3 関係機関からの意見について」でございまして、一般社団法人岩手県私学協会、盛岡市教育委員会及び岩手県教育委員会から、それぞれ意見をいただいたところであります。

まず、一般社団法人岩手県私学協会の意見でございまして、「盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画に同意しない」とのことです。その理由を要約しますと、「出生数の減少の影響により生徒確保が一段と厳しくなると予想される」こと、「県教育委員会では、新たな県立高等学校再編計画後期計画を策定しており、少子化に向けた努力をしている状況

下で、私立側が定員を増員すると、生徒確保に向けた公立、私立間の競争を一層激化させ、私立高等学校間の過当競争を招来する」こと、「全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本である」こと、「盛岡誠桜高等学校の収容定員の増員理由からは、直ちに社会的ニーズ等があるとまではいえないと判断される」とのことでございます。

次に、盛岡市教育委員会の意見でございますが、要約しますと、「盛岡誠桜高等学校における収容定員変更計画に一定の理解を示しつつも、同校への志願者の増加や少子化による受験者数の減少など、市内近郊の公立・私立高等学校の志願者数へは少なからず影響があるものと懸念している」とのことでございます。

次に、県教育委員会の意見でございますが、要約しますと、「本県の公教育においては、少子化の状況にあっても、中学生の多様な進路選択を可能とする環境を確保すること、高校卒業後の進路希望の実現、地域や地域産業を担う人材の育成を可能とする教育環境を確保することが重要と考え、県立高校では、平成28年度に10年間の『新たな県立高等学校再編計画』を策定し、定員の削減を行っているが、県立高校においては、入試倍率だけで一律に定員減や統合を行っているものではなく、県全体の高校配置の状況を勘案した調整を行っている。中学校卒業生数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進していること、盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている状況等を踏まえ、学校法人盛岡誠桜学園からの収容定員変更の申出に対し、慎重な御判断をいただきたい」とのことでございます。

以上により、県としましては、「校舎の耐震改修事業の工事の実施可能性が不透明なため、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないと認められる」こと、また「岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、中学校卒業生数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進している」こと、及び「盛岡市を中心とする地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている状況下において、定員増を求める理由に特別の事情も認められず、収容定員を増員する状況にない」ことから、収容定員の増員は、不適切であると認められると考えております。

また、書類不備等、指摘しておくべき点を申し上げますと、収容定員変更計画書中、校舎の耐震改修事業が令和6年度及び7年度の2か年に渡る旨記載されていますが、このような状況下での定員増、令和6年の4月1日からの定員増は、生徒の教育環境上及び指導上も適当ではないと考えられます。加えて、収容定員変更計画書中、当該収容定員変更に係る理事会及び評議会の決議録の提出がなく、提出を求めたにもかかわらず期限までに提出されなかったことから、書類に不備があると考えているところでございます。

説明は以上であります。この計画を承認するかどうか、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○菅野会長

はい。ありがとうございます。非常に多岐にわたる説明でございましたが、ただ今の説明に対しまして、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

御質問等、よろしゅうございますか。

では、ただ今の説明及び本案件について、何か御意見等がありましたらお願いしたいと思いをします。

○鷹嘴委員

前回、耐震工事が、財源計画やその他を含めて、期間も含めて、明確ではない、適切ではないということで、認可を見送った経緯があるのですが、今回は、令和6年、7年の耐震工事の計画の概要は、まだ提出になっていないということなののでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

はい。概要につきましては、正式には頂いておりません。先ほども申し上げたように、14 ページの下段にあります概略補強計画書のところに、「耐震判定会において担保されるか不明」というような、設計会社の所見かと思えますけど、そういうものもございまして、また最後のほうには、「補強設計以前に『補強不適格』と判断される可能性がある」ということで、まだ、どれくらいの実設計や、どれくらい工事費がかかるか、どういう工法にするか、そういう部分については、まだこれからということで、具体的な金額や工法については、まだこれからということをお聞きしております。学校側は、設計会社と基本設計の契約はしているというお話はされておりますが、基本設計だけではまだ、いくらかかるかや、工期、工法につきまして、まだ具体的なものがない状況とのことで、耐震化が具体化されていないと判断したところでございます。

○菅野会長

はい。ありがとうございます。よろしゅうございますか。

他にございますでしょうか。御質問でも結構ですのでお願いしたいと思いをします。

○西川委員

基本的なことなのではすけれども、「P I Aの設計事務所」というのは、一級建築士の事務所なののでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

その辺は、承知していません。

○西川委員

契約書に、作成した方の氏名が入っていないということでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

はい。書類を、五月雨式に我々に送られてきておりますので、どの時点の、どの物が今回の計画の書類なのかということ整理したいという趣旨で、やり取りはさせていただきましたが、計画書が出る前から五月雨式に書類を出されているものもありますけれども、これは違う、これはこうだ、と確定できるように、この計画書の書類だと明記して添付して

いただきたいとお願いしてきたところですが、「それはもう出した」と。どこのどれを、我々は特定すればいいのかというところについて、やり取りができていなくて、設計会社の、令和4年度の工事の計画の時に設計された会社だと思いますが、今回また改めて基本設計からし直すということでございますので、計画書の添付書類としては、会社名とか、そういうものが付いたものは受け取っていないと整理しております。

○西川委員

分かりました、ありがとうございます。まだ、予算の詳細なものがいただいていないということですが、拝見いたしまして、まず収入の方でも、意見ですが、県から4億から5億いただきたいとか、ちょっと概算が曖昧ですし、今、建築費用が高騰しておりますので、資材ですとか人件費、燃料費、軒並み高騰しているの、見積もりが甘くないかどうか、もし、予算書の詳しいものが出された場合は、そこを精査する必要があると思いました。

○菅野会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○天間委員

先ほどの回答で、もしかしたら足りるのかもしれないですけど、一応確認として、結局、県としては、申請に当たっての添付書類はこれです、という風に特定した形で、前に出したという形ではない、再度になりますけれども必要だというのは出してほしいという中で、契約書とか、そういうものは全然出ていないということですか。

○米内学事振興課総括課長

はい。体育館の耐震補強工事の業務委託契約書案というものは出てきておりますが、これが実際に契約した原本とか、そういうものではございませんので、案ということは、まだ実行されていないと考えておりますので、まだ具体的なものにはなっていないと考えております。

○天間委員

はい。先ほど西川委員がおっしゃったように、いろいろ見るに当たって、資材高騰とか、後ろにずれ込むことが、ままあると思っていて、この回答も、16ページを見ると、(4)のところに「基本設計が3月に出来上がることを契約書に書いてあります」となっておりまして、ただ、14ページによると「基本設計は5月までに完成させる」という、2か月後ろにずれているようにも見えて、ちょっとその辺が、元々こうなっていたのか、契約書案だとすればまだ確定もしていないのかもしれないですけど、そういう意味で、後ろにずれ込んでいるようにも見えて、いま判断するのは難しい、あるいは承認するという判断は難しいのかなという、意見になります。

○菅野会長

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。ただ今、天間委員から本件

の取扱いについて御意見を頂戴いたしました。その他、何かございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

特に御意見ございませんでしょうか。本件計画については、了承しない旨の原案がございましたが、では、お諮りさせていただきたいと存じます

議案第7号、学校の収容定員変更計画については、原案のどおり了承しないこととして、答申することとしてよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議ございませんでしょうか。御異議がないようですので、それでは、議案第7号、学校の収容定員変更計画については、了承しないこととし、答申することをさせていただきます。

(4) 報告事項

○菅野会長

次に、報告事項に移らせていただきます。

令和4年度第2回私立学校審議会における諮問事項等について、事務局から報告をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

それでは、令和4年度第2回私立学校審議会における諮問事項等についてでございますが、お手元の報告事項資料の1ページを御覧願います。

令和4年度第2回私立学校審議会における諮問事項等についてでございますが、令和4年9月21日に開催されました、令和4年度第2回審議会におきまして御審議いただき、答申をいただいた案件につきましては、それぞれ資料に記載の日付で認可及び了承をいたしましたので、御報告いたします。

○菅野会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、何か御質問等ございますでしょうか。

(発言なし)

(5) その他

○菅野会長

特にないようでしたら、以上で報告事項を終わらせていただき、その他に入らせていただきます。事務局から何かございますでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

特にございません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

では、ないようであれば、本日本日予定されていた案件はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。御協力いただきまして、大変ありがとうございました。